

価格転嫁の相談・支援の強化に関する連携協定書

長崎県（以下「甲」という。）並びに中小企業庁長崎県よろず支援拠点（設置機関：長崎県商工会連合会）、中小企業庁下請かけこみ寺（設置機関：公益財団法人長崎県産業振興財団）及び一般社団法人長崎県中小企業診断士協会（以下「乙」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の相談・支援の強化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、県内企業の大半を占める中小・小規模事業者における賃上げに資するため、甲及び乙の相互の連携及び協力により、価格転嫁に係る相談・支援を強化することで、県内の中小・小規模事業者による価格交渉の活発化、適切な価格転嫁の実現に寄与することを目的とする。

（連携及び実施）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- （1）各機関の特色を活かした相談体制の効率化・強化
- （2）価格転嫁に関する支援策や取組事例、ノウハウ等の情報共有
- （3）価格転嫁に関する効果的・一体的な情報発信
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（機密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した機密情報について、第三者に開示又は漏えいをしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める機密保持の義務を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が終了する1ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから申出がない場合は、更に1年間延長することとし、それ以後も同様とする。

（協定外の事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の元本を1通作成し、甲が保有する。乙はその写しを各自保管する。

令和6年6月17日

甲 長崎県 産業労働部長

宮地智弘

乙 中小企業庁長崎県よろず支援拠点
（設置機関）
長崎県商工会連合会 会長

吉村 洋

中小企業庁下請かけこみ寺
（設置機関）
公益財団法人長崎県産業振興財団 理事長

廣田義美

一般社団法人長崎県中小企業診断士協会 会長

前田慎一郎